

一般競争入札公告共通事項

1 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、入札公告様式「紙入札承認願」により契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。（紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行う者を以下「紙入札者」という。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加者の資格（物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等（昭和42年福井県告示第27号）により競争入札参加資格者名簿に登載された者に限る。）を有する者で、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- （2）入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （4）当該入札に併せて行われる事前審査により、当該入札に係る業務を履行する能力を有すると認められる者であること。
- （5）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 資格の確認に関する事項

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。紙入札者にあつては入札公告様式「入札参加資格確認申請書（紙入札者用）」）に、必要書類を添えて次のとおり提出し、当該入札に係る業務に関し契約担当者の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

（１）入札参加資格確認申請書および必要書類（以下「申請書等」という。）の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

ア 申請書等の情報は、入札公告に記載の提出期間内に、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されなければならない。

イ 申請書等の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとする。

ウ 紙入札者は、入札公告に記載の提出期間および提出する場所に持参または郵送により提出することとし、郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。

（２）入札参加資格確認の結果は、申請書等を提出した者に対し、電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者に対しては、書面により通知する。

4 入札公告および仕様書等に関する事項

（１）入札公告および仕様書等（以下「入札公告等」という。）は、原則として福井県物品等電子入札情報サービスシステム（インターネットによる入札・契約に関する情報公開の機能、仕様書を閲覧するシステム）に掲載する。

（２）入札公告等に対する質問は、次に掲げる方法により行うこと。

ア 提出場所は、入札公告に記載の入札に関する事務を担当する機関とする。

イ 契約担当者に対し、入札公告様式「入札公告等に関する質問書」に質問内容を記載し、事前に電話連絡の上、入札公告に記載の提出期間内に、メール、ＦＡＸまたは郵送（以下「メール等」という。）により提出すること。

（３）質問に対する回答は、メール等により速やかに質問者に対して行うものとする。

5 入札書の提出方法

入札書（紙入札者においては入札公告様式「入札書（紙入札者用）」）の提出方法は、３

（１）と同様とする。

6 入札保証金に関する事項

- (1) 見積金額（消費税および地方消費税に係る課税事業者においては当該税額を加算した契約希望金額。免税事業者においては見積もった契約希望金額）の100分の5以上の入札保証金（千円未満の端数があるときは千円単位に切り上げることを。）を、入札公告に記載の期間に会計管理者または出納員に納付すること。ただし、次の各項目に掲げる契約に係る見積金額にあつては、それぞれ当該各項目に定める額とする。
- ア 単価契約（長期継続契約であるものを除く。）
当該見積金額に契約担当者の見積もる予定数量を乗じて得た金額
 - イ 長期継続契約（単価契約であるものを除く。）
当該見積金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額
 - ウ 単価契約（長期継続契約であるものに限る。）
当該見積金額に契約担当者の見積もる予定数量を乗じて得た金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部または一部の納付を免除する。
- ア 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に福井県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提供したとき。
 - イ 一般競争入札に参加しようとする者が、競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 落札しなかった者の入札保証金は、落札決定後直ちに還付し、落札者の入札保証金は、契約締結後還付する。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができる。
- (4) 入札保証金の納付に代えて提供できる担保は、次に掲げるとおりとする。
- ア 国債、地方債
 - イ 政府の保証のある債券
 - ウ 銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、その他貯金の受入れを行う組合が振出しまたは支払保証をした小切手
 - エ 日本銀行が適格担保として認める社債
- (5) 上記（4）に掲げた担保の価値は、国債および地方債については額面金額、小切手については小切手金額、その他のものについては市場価格（日本証券業協会が発表する当該入札日前1週間程度における市場価格とする。）の8割に相当する金額とする。

7 入札および開札に関する事項

- (1) 入札参加者は、入札公告および契約条項を熟読し、入札心得を遵守の上、入札に参加しなければならない。この場合において、入札公告等に疑義があるときは、4により説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税および地方消費税に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。ただし、入札公告に別途記載がある場合は、当該内容のとおりとする。
- (3) 紙入札者の入札書には次に掲げる事項を記載すること。
 - ア 入札金額（上記（2）の金額）
 - イ 入札者の所在地（個人の場合は住所）、名称または商号ならびに代表者の氏名（個人の場合は氏名）および代表者の押印（登記印（個人の場合は実印）または使用印。ただし、社印を使用する場合は、代表者の私印も押印すること。）
 - ウ 電子くじ用の数字（3桁）
- (4) 上記（3）の入札書は封印の上、封筒に入札案件名、氏名（法人の場合は、その名称または商号）を記載し、「入札書在中」と朱書きすること。
- (5) 入札参加者は、契約担当者から入札内訳書の提出を求められたときは、次に掲げるところにより、入札内訳書を提出しなければならない。
 - ア 電子入札システムを使用して送信する方法による場合は、入札書と同時に提出すること。ただし、紙入札者については、持参または郵送により入札書と同時に提出すること。郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。
 - イ 次に掲げる要件を満たすものであること。
 - （ア）入札参加者が提出する入札書の金額と一致するものであること。
 - （イ）契約担当者が閲覧に供する仕様書等に記載する方法により見積もったものであること。
 - （ウ）その他契約担当者が必要と認める事項
- (6) 入札内訳書は、入札公告に添付された様式を使用すること。
- (7) 紙入札者は代理人をして入札させるときは、入札公告様式「委任状（紙入札者用）」を提出しなければならない。
- (8) 入札参加者または代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (9) 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換えまたは取消しをすることはできない。
- (10) 開札は、紙入札者またはその代理人を立ち合わせて行う。ただし、紙入札者またはその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (11) 入札回数は、初回と合わせて2回を限度とする。

8 入札の無効等に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 福井県財務規則第151条第1項第1号から第9号までのいずれかに該当する入札
- (2) 申請書等を提出期限までに提出しなかった者がした入札
- (3) 入札参加資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行った者がした入札
- (4) 電子入札においてICカードまたはIDパスワードを不正に使用した入札
- (5) 7の(5)に規定する入札内訳書の提出を行わなかった者がした入札

9 再度入札

開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を行うものとする。

10 落札者の決定に関する事項

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。
- (2) 年度開始前の契約準備行為として定めている入札における落札決定の効果は、当該競争入札案件に係る当初予算発効時において生じるものとする。

11 契約書作成の要否および契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む）を作成するものとし、落札者は、落札決定日の翌日から起算して7日（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）に定める県の休日を除く。）以内に当該案件の契約を締結しなければならない。
- (2) 契約条項は、入札公告に記載の契約書（案）のとおりとする。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により締結する。ただし、単価契約（長期継続契約であるものを含む。）については、入札書に記載された金額により締結する。また長期継続契約（単価契約であるものを除く。）については、入札公告に別途記載がある場合は当該内容により締結する。
- (4) 長期継続契約については、当該契約締結年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算について減額または削除があった場合は、当該契約を解除する。
- (5) 年度開始前の契約準備行為における単価契約については、年度開始前に契約の締結を行った場合においても、当該年度の当初予算発効によって給付を受けるものとする。

12 契約保証金に関する事項

- (1) 契約金額の100分の10以上の契約保証金を、会計管理者または出納員に納付すること。ただし、次の各項目に掲げる契約金額にあつては、それぞれ当該各項目に定める額とする。
 - ア 単価契約（長期継続契約であるものを除く。）
当該契約金額に契約担当者の見積もる予定数量を乗じて得た金額に、消費税および地方消費税に相当する額を加算した金額
 - イ 長期継続契約（単価契約であるものを除く。）
当該契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額
 - ウ 単価契約（長期継続契約であるものに限る。）
当該契約金額に契約担当者の見積もる予定数量を乗じて得た金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に、消費税および地方消費税に相当する額を加算した金額
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。
 - ア 契約者が、保険会社との間に福井県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提供したとき。
 - イ 過去2年間に官公署等と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

13 その他

- (1) 一般競争入札公告共通事項と入札公告が一致しない場合は、入札公告を優先する。
- (2) 入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨については、日本語および日本国通貨とする。
- (3) 入札において最低制限価格は設定しない。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
 - ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。なお、この届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。
 - イ アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。
- (5) 入札心得（物品等電子入札用）、福井県物品等電子入札運用基準、福井県物品等電子入札運用要領等を熟読の上、入札に参加すること。